平成２６年（フ）第１８３号
静岡県袋井市浅羽2164番地の５
破産者　髙橋　啓子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
奈良県五條市五條３丁目９番34号
破産者　東　　圭一
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第３５０号
香川県高松市香川町大野897番地７、開始決定時の住所愛媛県松山市中村３丁目１番25号ハイエスト中村705号
破産者　新西　恒美
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４号
愛媛県伊予郡松前町大字浜913番地９、開始決定時の住所愛媛県伊予郡松前町大字浜470番地
破産者　髙橋　　誠
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
愛媛県伊予郡松前町大字浜913番地９、開始決定時の住所愛媛県伊予郡松前町大字浜470番地
破産者　髙橋たけみ
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６３号
静岡市清水区横砂東町37番54号、開始決定時住所静岡市清水区八木間町2014番地
破産者　青木　由惠
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９号
佐賀県伊万里市松浦町桃川5812番地
破産者　池田　吉治
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１２号
佐賀県伊万里市南波多町大川原4134番地
破産者　山崎　末人
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３４３号
札幌市東区北33条東５丁目１番19―401号、申立時の住所札幌市北区新川４条18丁目３番10号
破産者　菅野　俊子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３７号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森71番地７
破産者　阿部　静江
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７６３号
名古屋市中村区長戸井町４丁目９番地　第５成田マンション201号
破産者　成田国広こと　成　　龍國
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６４６号
名古屋市北区金城４丁目５番16号　ペルテ名城３Ｂ号
破産者　鳥越　孝治
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８９号
愛知県春日井市勝川町５丁目146番地　フェリオ勝川Ｂ棟202号、従前の住所名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の１　アーバニア上飯田北町802号
破産者　番場　国彦
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２５号
鹿児島市東谷山６丁目17番１号アルカサールＦ102号、開始決定時の住所大阪府松原市天美東７丁目６番13号
破産者　渡邉まゆみ
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０５６号
堺市東区白鷺町２丁７番６―101号、前住所堺市北区南花田町554番地８
破産者　森　　陽一
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
大阪府藤井寺市国府１丁目７番11号Ｂ棟407号、前住所大阪府藤井寺市国府１丁目７番11号Ａ棟105号
破産者　桜井整骨院こと　櫻井　伸一
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番４―907号
破産者　古金由美子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部